

市職員の給与および人事等の状況をお知らせします

市の職員の定数・給与・休暇などの勤務条件は、法律に基づき市議会の議決で定められた条例や、それに基づく規則で定めています。
市民の皆さんにご理解をいただくため、制度の概要やその運営状況を公表します。☎職員課 ☎ 042-312-8686

給与の状況

地方公務員の給与は、地方公務員法で生計費、国やほかの地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与などを考慮して定めています。

給与	毎月支給	➡	給料、扶養・地域・住居・通勤・管理職手当等
	勤務実績から支給	➡	特殊勤務・時間外勤務手当等
	一定の時期に支給	➡	期末・勤勉・退職手当

1. 総括

(1)人件費(※1)の状況〔令和6年度 普通会計(※2)決算〕

住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和5年度の 人件費率
129,500人	675億5,529万9千円	20億5,835万7千円	85億2,256万8千円	12.6%	12.8%

(※1)一般職の給与、特別職に支給される給料・報酬・共済費などを含む
(※2)一般会計と一部の特別会計の会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計

(2)職員給与費の状況〔令和6年度 普通会計決算〕

職員数 (※1) A	給与費(※2)				1人当たり給与費 B／A
	給料	職員手当(※3)	期末勤勉手当	計 B	
634人 (27人)	24億8,967万円 (5,540万円)	8億2,660万円 (1,161万円)	12億3,768万円 (2,045万円)	45億5,395万円 (8,746万円)	718万3千円 (323万9千円)

※()内は再任用職員で上段に含みません
(※1)令和6年4月1日現在の人数
(※2)人件費から特別職(市長・副市長・教育長・各種委員)や議員の報酬・給与・共済費を除いたもの
(※3)退職手当を含みません

2. 職員の平均給与月額、初任給の状況〔令和7年4月1日現在〕

(1)平均年齢、平均給料月額・給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
一般行政職	42.5歳	337,433円	442,566円	413,212円
技能労務職	56.3歳	321,558円	385,411円	378,542円

(2)初任給の状況

		国分寺市	東京都	国
一般行政職	大学卒	225,500円		総合職230,000円 一般職220,000円
	高校卒	188,000円		188,000円

※このほか、扶養・地域・住居・通勤手当等を支給

(3)経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

経験年数		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	281,555円	370,929円	388,900円	396,183円
	高校卒	—			427,600円

3. 一般行政職の級別職員数等の状況〔令和7年4月1日現在〕

(1)一般行政職の級別職員数と給料表の状況

区分	標準的な職務内容 (※1)	職員数 (※2)	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長職	11人	2.2%	502,700円	535,900円
4級	課長職	56人	11.5%	303,400円	462,200円
3級	係長職	132人	26.9%	254,800円	419,300円
2級	主任職	196人	40.0%	235,800円	364,100円
1級	一般職員	95人	19.4%	184,100円	325,800円

(※1)それぞれの級に該当する代表的な職務
(※2)市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

4. 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当〔令和6年度実績〕※()内は再任用職員の支給割合

		国分寺市	東京都	国
1人当たりの支給額		1,952,173円	—	—
支給割合	期末手当	2.5月(1.925月)		2.5月(1.4月)
	勤勉手当	2.35月(1.725月)		2.1月(0.96月)
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職務段階加算 3～20%	職務段階加算 3～20% 管理職加算 15～25%	職務段階加算 5～20% 管理職加算 10～25%

※管理職員は期末と勤勉の月数が上記と異なります(合計月数は同じ)
※勤勉手当への勤務実績の反映状況＝人事評価の結果(S・A・B・C・D)の勤勉手当成績率への反映を行っています

(2)退職手当 令和7年4月1日現在

		国分寺市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23月分		19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	30.5月分		28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	43月分		39.7575月分	47.709月分
	最高限度率			47.709月分	
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20％加算)		定年前早期退職特例措置 (2～45％加算)	
		定年と定年前早期退職では、退職日前 20年間の職務の区分に応じて調整額加 算がある		退職日前5年間の職務の区分に応じた 調整額加算がある	
	1人当たりの 支給額(＊)	2,219,720円		23,531,550円	

(※)令和6年度に退職した職員に支給された平均額

(3)地域手当 令和7年4月1日現在

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	支給職員1人当たり支給年額(令和6年度決算)
市内全地域	16%	634人	16%	657,982円

(4)特殊勤務手当 令和7年4月1日現在

支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	43,273円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	10.4%
手当の種類(手当数)	4種類
手当の名称	税務事務特別手当、福祉等訪問指導手当、重度心身障害児療育手当、環境業務手当

(5)時間外手当

	令和6年度決算	5年度決算
支給職員1人当たりの支給年額	36万7千円	27万4千円

(6)その他の手当 令和7年4月1日現在

手当名	区分	国分寺市	国	令和6年度決算
				職員1人当たりの支給年額(※)
扶養手当	配偶者	課長職 支給なし	課長職 支給なし	74,613円
		係長職以下3,000円／月	係長職以下3,000円／月	
	子	11,500円／月	11,500円／月	
	その他扶養親族	課長職3,000円／月	課長職3,500円／月	
		係長職以下6,000円／月	係長職以下6,500円／月	
	16歳～22歳の子	4,000円加算	5,000円加算	
住居手当	借家居住者	15,000円／月(34歳以下の世帯主)	借家居住者家賃区分による支給限度 28,000円／月	15,502円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額(例：鉄道利用者には6か月定期代を年2回支給) 支給限度150,000円／月	運賃相当額支給限度 150,000円／月	83,879円
	交通用具使用者	通勤距離に応じて支給	通勤距離に応じて支給	
管理職手当	部長相当職	96,600円／月	俸給表別、職務の級別、	953,772円
	統括課長	85,000円／月	俸給の特別調整額の区	
	課長相当職	73,400円／月	分別に定める額を支給	

(※)支給実績は日割支給された分が含まれる

5. 特別職の報酬等の状況〔令和7年4月1日現在〕

		給料・報酬月額	期末手当支給割合 (令和6年度実績)	退職手当 (1期の手当額(※))
給料	市長	900,000円	4.85月分 (基礎額＝給料月額×1.2)	給料月額×在職年数×350/100
	副市長	770,000円		給料月額×在職年数×300/100
	教育長	750,000円		給料月額×在職年数×220/100
報酬	議長	600,000円	4.15月分 (基礎額＝報酬月額×1.2)	—
	副議長	540,000円		
	議員	510,000円		

(※)退職手当の支給時期は、任期ごとの退職時

定員の状況〔令和7年4月1日現在〕

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数(人)(※)		対前年増減数(人)	主な増減理由
		令和6年度	7年度		
一般行政	議会	7	7	0	
	総務	176	177	1	(増) 国勢調査の実施に伴う体制強化等
	税務	45	47	2	(増) 産育休取得者への代替職員の配置
	民生	165	174	9	(増) 保育事業等の実施に伴う体制強化等
	衛生	61	62	1	(増) 人員配置変更
	労働	1	1	0	
	農林水産	4	4	0	
	商工	8	6	-2	(減) 人員配置変更
	土木	84	84	0	
	小計	551(10)	562(10)	11(0)	<参考>人口1万人当たりの職員数 43.4人
特別行政	教育	83	84	1	(増) 埋蔵文化財整理作業に伴う体制強化等
	小計	83(8)	84(8)	1(0)	<参考>人口1万人当たりの職員数 6.5人
公営企業等会計	水道	0	0	0	
	下水道	10	9	-1	(減) 退職による欠員
	その他	34	34	0	
	小計	44(1)	43(0)	-1(-1)	<参考>人口1万人当たりの職員数 3.3人
	合計	678(19)	689(18)	11(-1)	<参考>人口1万人当たりの職員数 53.2人

※()内は、再任用短時間勤務職員数で上段の職員数は含みません
(※)職員数は一般職に属する職員数

(2)年齢別職員構成の状況

区分		20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳
令和7年	職員数(人)	20	38	71	77	78	50
	構成比(%)	2.9%	5.5%	10.3%	11.2%	11.3%	7.3%
令和2年(5年前)	職員数(人)	15	49	80	55	43	99
	構成比(%)	2.3%	7.6%	12.4%	8.5%	6.6%	15.3%

区分		44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
令和7年	職員数(人)	93	93	71	74	24	689
	構成比(%)	13.5%	13.5%	10.3%	10.7%	3.5%	100%
令和2年(5年前)	職員数(人)	98	67	82	51	8	647
	構成比(%)	15.1%	10.4%	12.7%	7.9%	1.2%	100%

(3)部門別職員数の推移 (人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	523	535	544	551	551	562	39 (7.5%)
教育	85	82	79	79	83	84	-1 (-1.2%)
公営企業等会計	39	39	40	42	44	43	4 (10.3%)
計	647	656	663	672	678	689	42 (6.5%)

人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免と職員数に関する状況

(1) 任命権者別の職員数の状況
令和7年4月1日現在

区分	職員数
議会	7人
市長	591人
教育委員会	84人
選挙管理委員会	4人
監査委員	3人
農業委員会	(3人)
合計	689人

※職員数は、一般職に属する職員数
※()内は、職務を兼任している職員数を再掲

(2)任免の状況(令和6年度)

採用者数	退職者数				
	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	合計
35人	12人	6人	14人	1人	33人

(3)昇任試験等の実施状況(令和6年度)

区分	受験者数	合格者数
係長職昇任試験	8人	5人
主任職昇任試験	25人	16人

2. 職員の人事評価の状況 (令和6年度)

区分	内容
評定期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
評価基準日	令和7年1月1日
評定対象者	部長職・課長職・係長職・主任職・一般職員
評定項目	業績評価(業務目標の達成度)、能力評価(職務遂行過程における能力の発揮状況)
対象人数	649人

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間・休憩時間の状況(標準的なもの) 令和7年4月1日現在

1週間の 正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2)超過勤務の状況 (令和6年度)	超過勤務総時間数	職員1人当たりの超過勤務 月平均時間数
	69,219時間	11時間

(3)特別休暇の概要 令和7年4月1日現在

種類	付与日数・期間など	種類	付与日数・期間など
公民権行使等休暇	必要と認められる時間	子どもの看護等休暇	5日以内
結婚休暇	継続して7日以内	生理休暇	生理日で勤務が著しく困難な期間
産前産後の休養	産前産後を通じて16週間	忌引休暇	死亡者の区分に応じ1日～10日以内
妊娠症状対応休暇	10日以内	夏季休暇	夏季期間(5～10月)で5日以内
出生サポート休暇	10日以内	ドナー休暇	必要と認められる日数または時間
母子保健健診休暇	必要と認められる時間(妊娠中月2回、出産後1年以内で1回)	ボランティア休暇	5日以内
妊婦通勤時間	1日60分以内	長期勤続休暇	勤続20年は2日以内、勤続30年は3日以内
育児時間	1日90分以内	短期の介護休暇	5日以内
出産介護休暇	2日以内	介護休暇	180日以内
育児参加休暇	5日以内	介護時間	1日2時間以内

(4)年次有給休暇の取得状況 (令和6年度)	平均取得日数	取得率
	15.0日	42.0%

4. 職員の休業に関する状況 (令和6年度)

育児休業取得者数	育児部分休業取得者数
34人	31人

5. 職員の分限および懲戒処分の状況 (令和6年度)

分限とは、公務能率の維持と向上を図ることを目的に、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。
懲戒とは、公務における規律と秩序を維持することを目的に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うためになされる処分です。

分限処分			懲戒処分			
免職	休職	降任	免職	停職	減給	戒告
0人	13人	0人	0人	1人	1人	0人

6. 職員のサービスの状況 (令和6年度)

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力で専念しなければなりません。
職員が守るべき義務は次のとおりです。

法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限

7. 職員の退職管理の状況 (令和6年度)

離職前に管理職(部長職および課長職)に就いていた職員は、離職後5年間、報酬を得る職に就いた場合に届け出を行う必要があります。

離職時職位	退職者数	再就職先			再就職者合計
		市特別職	市再任用職員	民間企業等	
部長職	1人	0人	0人	1人	1人
課長職	0人	0人	0人	0人	0人

8. 職員の研修の状況 (令和6年度)

公務員としての倫理観・使命感を持ち、市民に信頼され、優れた問題解決能力及び職務遂行能力、幅広い視野に立つ人間性豊かな職員を育成するため、研修を実施しています。

区分		内容	延べ受講者数
庁内研修	階層別研修	新任職員研修、法務入門研修、財務会計研修等	382人
	重点課題研修	メンタルヘルス研修、キャリアビジョン研修、ハラスメント防止研修等	293人
	専門研修	法務基礎研修、財務会計実務研修	49人
庁外研修	派遣研修	東京都市町村職員研修所派遣研修等	437人
計			1,161人

9. 職員の福祉および利益の保護の状況 (令和6年度)

(1)厚生福利制度

職員の厚生福利制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っています。職員互助会は、職員の会費や市の負担金などで運営されています。
また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市が分担拠出する財源で、短期給付事業(医療関係等)・長期給付事業(年金関係)・福祉事業(人間ドック事業等)を行い、厚生年金・国民年金・健康保険・国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

(2)公務災害等の状況

公務上、通勤途上の災害で負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

	傷病	死亡
公務災害件数	3件	0件
通勤災害件数	9件	0件

10. 公平委員会の業務の状況 (令和6年度)

職員は、給与・勤務時間その他の条件に関し、公平委員会に対して、市の当局から適切な措置が取られるよう要求することができます。また、懲戒などの意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に審査請求ができます。
なお、令和6年度は、勤務条件に関する措置の要求と不利益処分に関する審査請求は行われませんでした。

令和6年度 職員の職務に係る 倫理の保持に関する状況等

職員倫理条例

職員は、利害関係者との間で一定の行為が禁止されるとともに、事業者等から金銭、物品その他の財産上の利益の供与、供応接待(1件の価額が5,000円を超える場合に限る)を受けたときは、贈与等報告書で市長等に報告しなければなりません。

職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等

- ①職員に対する研修
新規採用職員に対する公務員倫理・職員倫理条例の研修の受講者数＝35人
- ②贈与等報告書の件数＝13件(講演の謝礼等)
- ③職員倫理条例に違反することを理由として行った懲戒処分＝0件

公益通報等

公益通報とは、市の事務事業の執行に関する職員や事業者等の違法行為等に関する通報を公益監察員が受けることにより、違法行為等を摘発や防止する制度です。

また、職員が公正な職務の執行を損なう行為を受けたときは、市長等に報告書を提出しなければなりません。

公益通報等の運用状況

- ①公益通報の件数＝0件
- ②公正な職務の執行を損なう行為に関する報告書の件数＝0件